

上山市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 上山市

事 業 名 : 特定地域生活排水処理事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成16年度(12年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度 (人/ha)	5.5	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1区(薄沢地区の一部、永野地区、権現堂地区、小倉地区及び棚木地区)		
処 理 場 数	合併処理浄化槽 210基(平成28年度末現在)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

使用料体系の 概要・考え方	5人槽 3,120円 6人槽 3,670円 7人槽 4,200円 8人槽 4,420円	9人槽及び10人槽 5,400円 11人槽から15人槽まで 8,200円 16人槽から20人槽まで 11,330円 21人槽から25人槽まで 12,960円	26人槽から30人槽まで 14,680円 31人槽から40人槽まで 18,790円 41人槽から50人槽まで 22,240円
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,040円 平成26年度 3,120円 平成27年度 3,120円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,217円 平成26年度 3,445円 平成27年度 3,601円

*2 条例上の使用料とは、5人槽における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量(利用者数(寄付受納者含)×1日200ℓと設定)の合計で除した値に20㎡を乗じたものをいう。

③ 組織

職 員 数	浄化槽業務は1名が兼務して当たっており、職員給与費の予算措置は一般会計で行っています。
事業運営組織	平成16年度に大規模な組織見直し等を行っております。 ①水道課と下水道部の統合 ②当市における浄化槽管理業務を市民生活課から移管 ③特定地域生活排水処理事業の開始

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽の維持管理及び清掃業務については、市で所有する他の浄化槽とまとめて毎年競争入札を実施して受注業者を決定し、委託しています
	イ 指定管理者制度	予定なし
	ウ PPP・PFI	予定なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	予定なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	浄化槽設置申請者個人の宅地内に、賃貸借契約を締結したうえで浄化槽を市で設置または寄付受納していますので、利用することはありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析：別紙

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付しています。

平成28年度に策定・公表しました、平成27年度決算「経営比較分析表」を添付しています。

経営比較分析表

山形県 上山市

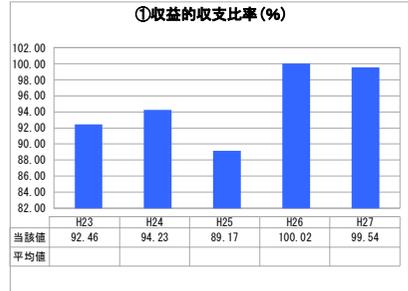
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡ ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	1.59	100.00	3,120

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
31,834	240.93	132.13
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
503	1.28	392.97

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



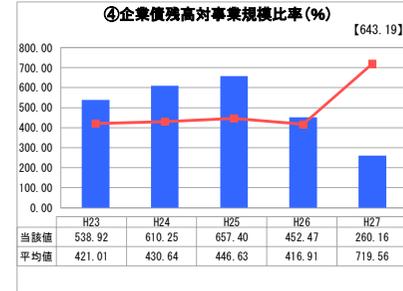
「単年度の収支」



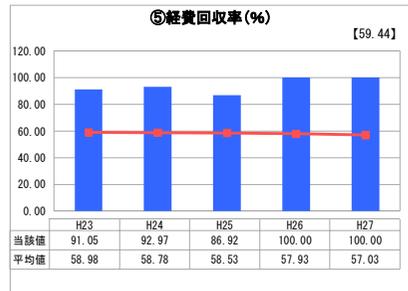
「累積欠損」



「支払能力」



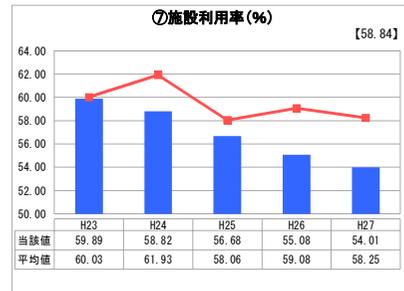
「債務残高」



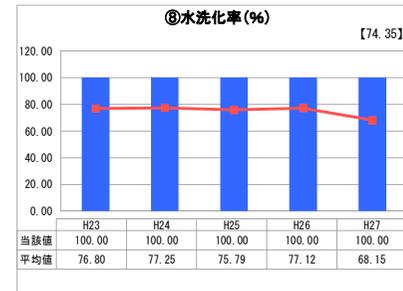
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

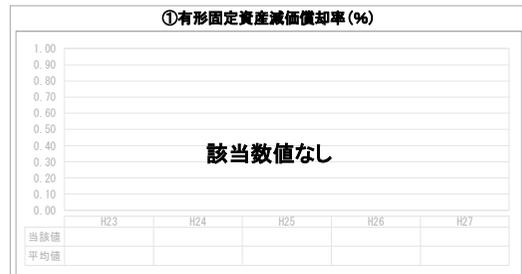


「施設の効率性」

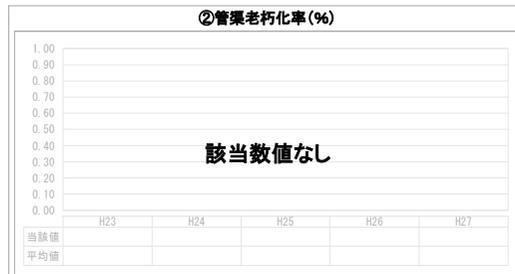


「使用料対象の捕捉」

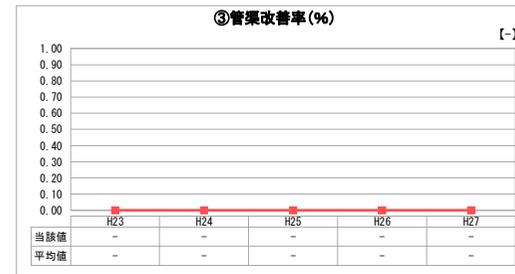
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

本市の特定地域生活排水処理事業(浄化槽)については、平成16年度～19年度において整備された159基に加えて、同地域における良好な浄化槽の寄付受納分があり、現在計210基中208基が使用されています。

収益的収支比率、企業債残高対事業規模比率、経費回収率、汚水処理原価等の指標をみ限り特に問題はなく、健全な運営となっております。

一方、施設利用率をみると平均を下回っておりますが、これは対象地域において高齢化・過疎化が進み少人数の世帯が増えてきていることが影響しているものと思われます。なお、使用料は浄化槽の規模別となっていることから、使用人数減による収入上の影響は問題ありません。

2. 老朽化の状況について

平成16年の整備事業開始なので約10年程度経過している浄化槽もあります。プロウを含む駆動機器等の消耗品を除けば老朽化による不具合等はまだまだありませんが、今後も継続して維持管理者と協力し、不具合等の早期発見・迅速対応に努めます。

全体総括

浄化槽の規模に応じた使用料を設定しておりますので、使用され続ける限り安定した収入が見込めることから経営上特に問題がないと考えておりますが、一部において休止により使用料収入が見込めない浄化槽も出ていることから、1基当たりの費用低減のためにも寄付受納による浄化槽追加を進めます。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

- ①適切な管理
浄化槽法に基づいた浄化槽の適正管理(維持管理、清掃)を行います。また、法定検査において不適正がひとつも無いよう、日々の管理に努めます。
- ②効率的な事業運営
維持管理や清掃についてはグループ入札を利用します。また、修繕等については入札や見積合わせによる適正な業務発注で対応します。
- ③収納率の向上
口座引落としにより99%以上の収納率となっていますが、数名の滞納者がいるため、適宜対応します。
- ④寄付受納の呼びかけ
地区内にまだ個人所有の合併浄化槽が存在しているため、適正な管理を呼びかけつつ寄附の希望を募り、より合理的な運営を目指します。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- 【投資の目標に関する事項】
市設置事業は終了しており、新規設置の予定はありません。
- 【管渠、処理場等の建設・更新に関する事項】
計画期間中での新規設置・更新の予定はありません。
- 【防災・安全対策に関する事項】
計画期間中の事業予定はありません。

② 収支計画のうち財源についての説明

- 【使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項】
浄化槽休止の可能性がある一方、新たに寄附を受けることも考慮し、使用料収入は現在と同水準で推移するものと見込んでおります。また、消費税増税に伴う使用料の改定も見込んでおります。
- 【繰入金に関する事項】
使用料収入で賄いきれない分については基準外繰入で算定しております。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 【修繕費に関する事項】
現在の水準を維持していくことを前提にしています。
- 【委託費に関する事項】
現在の水準を維持していくことを前提にしています。

収 支 計 画

団体名 上山市

事業名 特定地域生活排水処理施設

(単位:千円、%)

区 分		年 度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	
		(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算見込)	
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	12,240	13,301	13,341	13,341	13,340	13,340	13,485	13,485	13,486	13,485	13,485	13,485	13,485	13,485	
		(1) 営 業 収 益 (B)	9,244	9,401	9,336	9,336	9,336	9,422	9,508	9,508	9,508	9,508	9,508	9,508	9,508	9,508
		ア 料 金 収 入	9,241	9,397	9,326	9,326	9,326	9,412	9,498	9,498	9,498	9,498	9,498	9,498	9,498	9,498
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
		ウ そ の 他	3	4	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
		(2) 営 業 外 収 益	2,996	3,900	4,005	4,005	4,004	3,918	3,977	3,977	3,978	3,977	3,977	3,977	3,977	3,977
		ア 他 会 計 繰 入 金	2,996	3,900	4,005	4,005	4,004	3,918	3,977	3,977	3,978	3,977	3,977	3,977	3,977	3,977
	イ そ の 他															
	2 総 費 用 (D)	8,832	9,883	9,787	9,710	9,631	9,551	9,614	9,530	9,445	9,357	9,268	9,177			
		(1) 営 業 費 用	6,779	7,903	7,882	7,882	7,882	7,882	8,027	8,027	8,027	8,027	8,027	8,027	8,027	8,027
		ア 職 員 給 与 費														
		ウ ち 退 職 手 当														
		イ そ の 他	6,779	7,903	7,882	7,882	7,882	7,882	8,027	8,027	8,027	8,027	8,027	8,027	8,027	8,027
		(2) 営 業 外 費 用	2,053	1,980	1,905	1,828	1,749	1,669	1,587	1,503	1,418	1,330	1,241	1,150		
ア 支 払 利 息		2,053	1,980	1,905	1,828	1,749	1,669	1,587	1,503	1,418	1,330	1,241	1,150			
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息																
イ そ の 他																
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	3,408	3,418	3,554	3,631	3,709	3,789	3,871	3,955	4,041	4,128	4,217	4,308				
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	4														
		(1) 地 方 債														
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債														
		(2) 他 会 計 補 助 金	4													
		(3) 他 会 計 借 入 金														
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金														
	(6) 工 事 負 担 金															
	(7) そ の 他															
	2 資 本 的 支 出 (G)	3,405	3,479	3,554	3,631	3,709	3,789	3,871	3,955	4,041	4,128	4,217	4,308			
		(1) 建 設 改 良 費														
		ウ ち 職 員 給 与 費														
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	3,405	3,479	3,554	3,631	3,709	3,789	3,871	3,955	4,041	4,128	4,217	4,308		
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																
(5) そ の 他																
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 3,401	△ 3,479	△ 3,554	△ 3,631	△ 3,709	△ 3,789	△ 3,871	△ 3,955	△ 4,041	△ 4,128	△ 4,217	△ 4,308				

収 支 計 画

団体名 上山市

事業名 特定地域生活排水処理施設

(単位:千円、%)

区 分	年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		(決算)	(決算見込)										
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	7	△ 61										
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	1,672	1,679	1,618	1,618	1,618	1,618	1,618	1,618	1,618	1,618	1,618	1,618
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,679	1,618	1,618	1,618	1,618	1,618	1,618	1,618	1,618	1,618	1,618	1,618
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)	1,679	1,618	1,618	1,618	1,618	1,618	1,618	1,618	1,618	1,618	1,618	1,618
	赤 字 (Q)												
赤 字 比 率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$												
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	9,244	9,401	9,336	9,336	9,336	9,422	9,508	9,508	9,508	9,508	9,508	9,508
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	92,741	89,262	85,709	82,078	78,369	74,579	70,708	66,753	62,712	58,584	54,367	50,059

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		(決算)	(決算見込)										
収益的収支分		2,996	3,900	4,005	4,005	4,004	3,918	3,977	3,977	3,978	3,977	3,977	3,977
	うち基準内繰入金	2,996	3,900	4,005	4,005	4,004	3,918	3,977	3,977	3,978	3,977	3,977	3,977
	うち基準外繰入金												
資本的収支分		4											
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金	4											
合 計		3,000	3,900	4,005	4,005	4,004	3,918	3,977	3,977	3,978	3,977	3,977	3,977

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	特にありません
投資の平準化に関する事項	特にありません
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特にありません
その他の取組	長期の耐用年数ではありますが、その実現のためには適切な使用状況と日々の維持管理が重要であると考えております。維持管理等の受注者とともに異常等がないか確認していくとともに、使用者に対しては正しい使い方を実施するよう呼び掛けることとしております。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	徴収率向上や適正な管理運営を行っても使用料収入で賄えない事態となるようであれば、料金改定を検討すべきと考えております。
その他の取組	寄付受納者における負担金については浄化槽更新時に受領することとなり、その際には適切に徴収します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

修繕費に関する事項	ブロワ等の消耗品等への対応も含め、日々の維持管理が重要であると考えております。そのために受注者と協力し、不具合等の早期発見・迅速対応できるよう、財源確保に努めます。
委託費に関する事項	現在の水準を維持していくことを前提としています。そのために、今後もグループ入札に参加少しでも安価な業務実施を目指します。
その他の取組	浄化槽の維持管理や清掃、法定検査等、浄化槽法で定められている作業については適切に実施します。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	法適化へ移行した際には本経営戦略も再度見直すとともに、適宜事後検証や更新を行います。
---------------------	--